

## 自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針

2018年4月1日制定  
株式会社日本取引所グループ

株式会社日本取引所グループ（以下「当社グループ」という。）は、当社グループ傘下の金融商品取引所である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所（以下「金融商品取引所」という。）が有する自主規制機能と株式会社としての営利性との間に生じうる利益相反を適切に管理するため、金融商品取引法に基づく自主規制法人である日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）を設立することにより自主規制機能の独立性を確保し、当社グループ傘下の金融商品取引所から自主規制法人に対してその自主規制業務の委託を行っている。当社グループは、金融商品取引所持株会社として、金融商品取引所に係る自主規制業務についての重要性と社会一般からの期待の大きさに鑑み、その適正な実施を確保するため、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ることとし、以下の方針に基づき体制を整備することを基本的な考え方とします。

（自主規制業務に係る独立性確保）

### ○ 組織上の措置に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所の自主規制業務の適正な実施を確保するため、自主規制法人を設立しており、当社グループ傘下の金融商品取引所は、その自主規制業務を自主規制法人に対して委託しています。

これにより、市場運営会社である金融商品取引所から独立した自主規制法人が自主規制業務を遂行することにより、自主規制業務の独立性の確保を図るとともに、金融商品取引所持株会社である当社グループの下で、市場運営会社である金融商品取引所と自主規制法人の信頼関係及び協力関係に基づく適切な連携による自主規制業務の実効性の確保を図ることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 理事会の構成に関する事項

当社グループは、自主規制法人の独立性を確保するために、金融商品取引法の定めに基づき、自主規制法人の理事の過半数を外部理事（金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に委託金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者より選任された理事をいう。）とすること及び理事長を外部理事の中から選任する措置を講じることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 自主規制法人における業務の分掌に関する事項

当社グループは、自主規制法人における自主規制業務に関する分掌については自主規制法人の理事長がその規則を定める措置を講じることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

（自主規制法人の独立性確保を担保するための措置）

○ 人的構成の確保に関する事項

当社グループは、金融商品取引所持株会社として、自主規制法人との適切な連携の下、その業務上の要請に応じて、自主規制法人における十分な人的構成の確保を図ることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 委託費用の適正性の確保に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間で締結する自主規制業務の委託契約において、自主規制法人に支払うべき自主規制業務の委託費用の額の算出の方法を自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確に定めることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

（自主規制法人の業務の実効性を確保するための措置）

○ 業務規程等の変更の取扱いに関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所がその業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものの変更又は廃止をしようとするときに自主規制法人の同意を得る措置を講じることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 自主規制法人からの助言に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間で締結する自主規制業務の委託契約において、金融商品取引所が開設する金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資するために行うべき措置についての自主規制法人からの助言に関し、金融商品取引所による自主規制法人の理事会に対する報告義務その他の措置を講ずることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

(自主規制業務に係るグループ内の連携措置)

○ 自主規制業務に係る情報の取扱いに関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間で締結する自主規制業務の委託契約において、自主規制法人が自主規制業務に関して知り得た情報を自主規制業務の用に供する目的以外のために利用しない旨を定めることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 情報の連携のための会議等に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間で、合同の会議等を開催し、業務執行の状況その他の状況について情報の適切な連携を図ることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ その他自主規制業務の適正な実施の確保に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所及び自主規制法人のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で、当社グループは、自主規制法人に対する適切な経営支援等を行うとともに、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間における緊密な連携を図ることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

(その他)

○ コンプライアンス体制に関する事項

当社グループは、内部統制システム構築の基本方針に従い、当社グループ傘下の金融商品取引所及び自主規制法人を含め、グループ全体のコンプライアンス・プログラムを導入し、企業行動憲章や社員の行動規範等の制定及び遵守や、公益通報制度としてのコンプライアンス・ホットラインの設置・運用、継続的な周知・教育活動の実施すること等により、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ リスク管理体制に関する事項

当社グループは、内部統制システム構築の基本方針に従い、当社グループ傘下の金融商品取引所及び自主規制法人を含め、グループ全体のリスク管理体制を整備することにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

○ 自主規制業務に必要な情報提供に関する事項

当社グループは、当社グループ傘下の金融商品取引所と自主規制法人との間で締結する自主規制業務の委託契約において、金融商品取引所から自主規制法人に対する自主規制業務の遂行において必要な情報提供を行う措置を講ずることにより、自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保します。

以 上